

平成26年8月19日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 公売公告処分取消請求控訴事件(原審・静岡地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結の日 平成26年6月3日

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
処分行政庁	名古屋国税局長

主 文

本件控訴を棄却する。
控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成24年7月31日付け及び同25年2月8日付けでした原判決別紙1 差押物件目録記載の区分建物についての公売公告処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、三島税務署長が、控訴人の父である亡A(以下「A」という。)に対し、同人が不動産の譲渡所得税の納税義務を負っていたにもかかわらず確定申告書を提出しなかったとして、所得税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分(以下「本件課税処分」という。)をしたが、Aが本件課税処分に係る国税を納付しなかったため、三島税務署長から徴収の引継ぎを受けた処分行政庁が、滞納に係る国税の徴収のために差し押さえた原判決別紙1 差押物件目録

記載の区分建物（以下「本件差押物件」という。）について、平成24年7月31日付けで公売公告をし、更に、平成25年2月8日付けで、同公告における売却決定の日時等を変更する公告をしたところ、控訴人が、本件課税処分は、納税義務がないのにされた違法な処分であり、これと一連の処分である上記各公告も違法となると主張して、上記各公告の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の訴えのうち、処分行政庁が平成25年2月8日付けでした本件差押物件についての変更公告の取消しを求める部分を却下し、平成24年7月31日付けでした本件差押物件についての公売公告の取消しを求める請求を棄却した。そこで、これを不服として控訴人が控訴した。

2 前提となる事実

原判決の「第2 事案の概要等」の1（2頁13行目から4頁8行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、3頁19行目の「同年」を「平成25年」と改める。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

原判決の「第2 事案の概要等」の2（4頁9行目から5頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件訴えのうち、平成25年2月8日付けの本件変更公告の取消しを求める訴えは不適法であり、平成24年7月31日付けの本件公売公告の取消しを求める請求は理由がないものと判断する。その理由は、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（5頁24行目から9頁5行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、6頁25行目の「本件変更公告は、」の次に「本件差押物件を当初の本件公売公告に係る公売とは異なる新たな公売に付する旨を公告するものではなく、本件公売公告が存続していることを前提として、その」を加える。

2 以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却するこ

ととする。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 菊池 洋一

裁判官 濱口 浩

裁判官 菅家 忠行